

水害に備え新たに排水ポンプ車を取得

～ 既存の車両と合わせ2台で市内全域をカバー ～

排水ポンプ車の取得

Q 新たに購入する排水ポンプ車の稼働予定と既存の排水ポンプ車の稼働状況は。

A 既存の排水ポンプ車と2台体制で、市内全域を対象として運用していく。また、既存の排水ポンプ車は過去3年連続で出動している。

Q 排水ポンプ車の配置箇所は。

A 保管場所は現在検討中であるが、出動が予想される箇所を踏まえ、迅速に対応できる場所を調整している。

Q 令和7年度予算になるのか。

A 納期が令和8年5月となることから、債務負担として、令和8年度予算に計上していくものがある。

Q ポンプのオプションとして、毎分5立方メートルの排水が可能なポンプ2台を搭載できるとされているが、購入予定は無いということでしょうか。

A そのとおりである。導入する排水ポンプ車は、毎分30立方メートルの排水能力がある。

焼津市道路線の認定

Q 柳新屋村中3号線のこれまでの位置付けは。

A 法定外道路として管理していたが、事業者からの建築計画に伴う道路種別の確認で未認定を確認、現地確認を実施し、市道としての認定要件を満たしていることが確認できたため認定するものである。

Q その道路の南側に続く道路も法定外道路となるのか。

A 法定外道路ではなく、指定道路である。

Q 認定道路、法定外道路、指定道路とあるが、その違いは何か。



既存の排水ポンプ車

令和7年度焼津市港湾事業特別会計補正予算 (第1号)

Q 航行安全調査の契約方法は。

A 港湾関係の調査業務に携わっているコンサルタント会社を選定し、指名競争入札にて手続きを行っている。

Q 航行安全調査のほかに実施する業務はあるか。

A 今年度は航行安全調査を予定しているが、そのほかに今後の予定として係船柱の改良を行う。

A 認定道路は道路法における道路であるが、法定外道路は市町村などの自治体が所有しているものの、市道などの公道として正式に認定されていない道路である。指定道路は、建築基準法上の道路であり、建築物を建てる際にその敷地が接する必要がある道路である。

